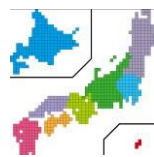




JAL不当解雇撤回ニュース

No546 号 2017.10.08
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

全国各地でJALに要請



9月、不当労働行為勝利判決から1年、国民支援共闘の呼びかけで、解雇争議解決の決断を迫る全国統一行動が実施されました。北海道から沖縄まで、22団体により、宣伝行動が16カ所、要請行動は14カ所で行われました。また、22日には東京羽田フェニックスビルで支援団体代表者など45名が参加し意見交換会が行われ、その後各地から参加した支援団体の代表も参加し本社要請・署名提出を行いました。当日までの折衝でJALは、「支援共闘の要請は受けられない」が「乗員組合・CCU代表各3名で30分間の要請行動を受ける」との態度を示してきたことから、当該労組との要請行動とは別に、社前にて代表団の要請・署名提出を実施しました。

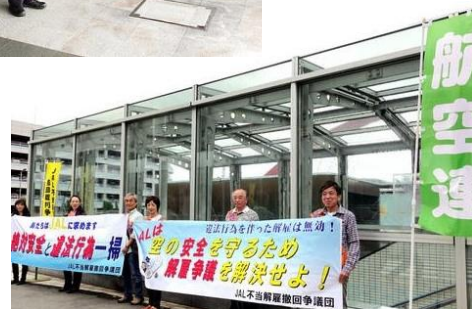
昨年9月23日以降JALは、憲法28条・労組法7条違反（勤労者の団結権の侵害）・ILO87号条約（結社の自由・団結権の保護）の3つに違反したままの状態です。これはコンプライアンスを標榜する大企業として、あまりにも無責任であり、人権侵害をする企業は国際的にも信用されず発展はありません。JALは統一要求に対し真摯に検討し、合同団交に応じるべきです。

9/22 争議解決を求める
団体署名2282筆提出



両組合は、JAL利用者でもある支援者の要請を受けないことへの抗議と理由を問いましたが、「今まで申し述べてきた通り」として、具体的理由を示していません。JALからは「ILO事務局長との面談はILOより申し入れがあったのか？」等、ILOの対応について質問が出されるなど、ILOの対応を気にしている様子が窺えました。気にするのであれば、話し合いを求めるILO勧告に従い、統一要求に基づく解決交渉を直ちに開始し、条約違反の状況を正すべきです。

9/23 不当労働行為勝利判決から1年
羽田空港スタンディング160名



9/22 意見交換会での声

- * 日航は数々の不当労働行為を繰り返してきた。労使関係の正常化と合わせて解雇問題を取り組むことが必要。
- * 「争議を必ず解決する」という当該労組の意思を明確に示していくことが大事。
- * 支援組織による支店要請は社内報告で終わり弱い。街宣で訴えても利用者の声は社長には伝わらない。JAL の顧客から声上がるよう旅行代理店などに争議の状況を知らせるチラシなど届けては。
- * 人生を奪った整理解雇。実質的指名解雇を許したら組合の存在価値はない。
- * ILO 条約に違反し不当労働行為の確信犯の JAL がオリンピックのオフィシャルスポンサーで良いのか。関係先に働きかけ、JAL にオフィシャルスポンサーふさわしい対応を取らせること
- * 賃金や勤務改善の要求はとれているのか、組織拡大は進んでいるのか等等当該の頑張りが見えるようにしてもらいたい。
- * 解雇争議については全国に広がっているが、会社に大きな打撃を与えていない。神野さんが YAHOO インタビューを受けた時、JAL は大きく反応したが、こうした工夫が必要。
- * 解決を迫る上で、日航の本丸を責める運動の強化が必要。



各地での要請



9/30 伊丹空港支店



9/19 秋田空港支店



9/20 松山空港支店



9/20 福岡空港支店



9/23 羽田空港